

令和6年度 広島県市町合同職員採用試験（土木職）試験案内

- ◇ 申込受付期間 令和6年10月31日（木）～11月29日（金）午後5時
- ◇ 試験日 令和6年12月22日（日）
- ◇ 試験地 広島市内
- ◇ 受験申込手続 広島県市町行財政課へ郵送又は持参してください。

～試験概要～

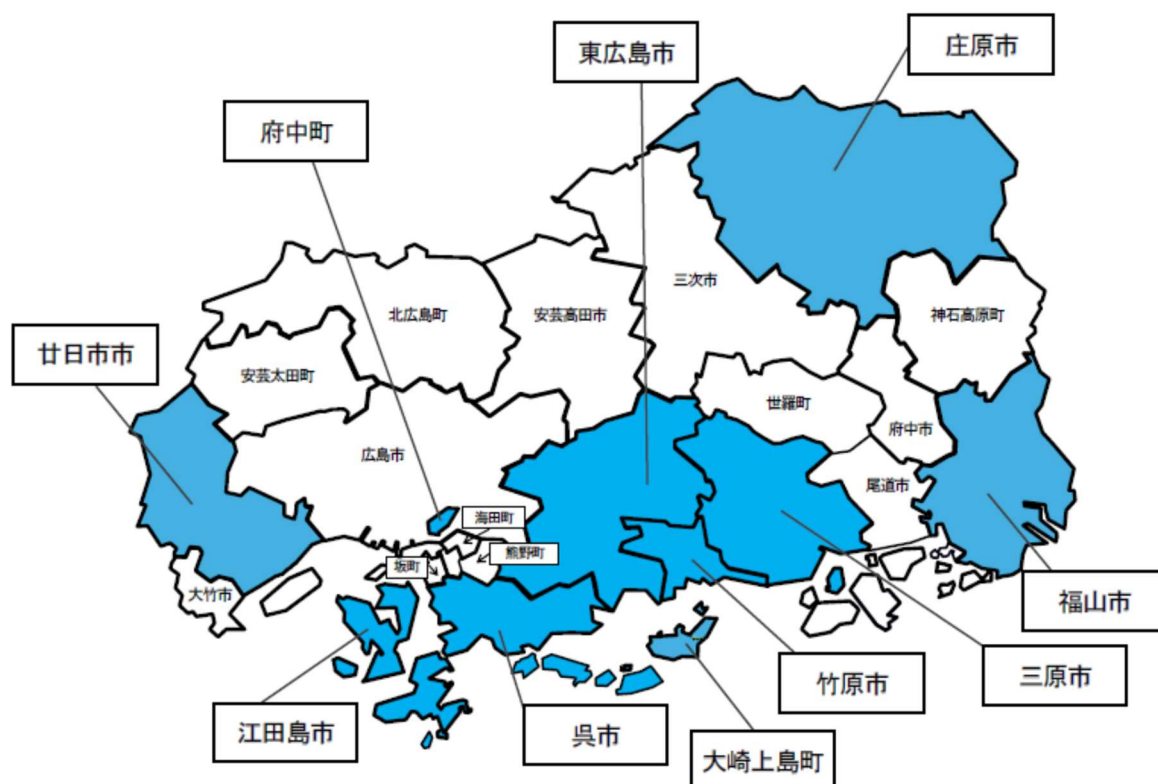
- ・この試験は、広島県内の10市町が土木職員を採用するために合同で行う試験です。
- ・採用を志望する自治体を3市町まで選択して受験の申込みができます。
（志望する全ての市町の受験資格を満たしていることを確認の上、申し込んでください。）

※自然災害等の影響により、試験の日時や場所等は変更になる場合があります。

最新情報は、随時広島県若しくは試験実施市町のホームページで確認してください。

【採用試験実施市町】

呉市、竹原市、三原市、福山市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、大崎上島町（計10市町）



1 試験区分及び採用予定人員等

試験区分	採用市町	採用予定人員	主な職務内容
土木職	呉市	3名程度	市長事務局・上下水道局等において、公共土木事業等の設計、施工、指導、監督等の業務
	竹原市	1名程度	道路、河川施設の災害復旧及び公共土木施設（農地農業用施設等）の事業に関する設計、積算、施工管理等
	三原市	1名程度	公共土木施設（道路、河川施設、農地農業用施設等）の事業に関する設計、積算、施工管理等
	福山市	2名程度	市長部局、教育委員会、上下水道局、市民病院等において、専門業務等（公共施設の土木工事の設計・施工管理等）
	庄原市	2名程度	道路、河川等の公共土木施設や上下水道等に関する設計・積算・施工管理・維持管理等
	東広島市	2名程度	土木に関する測量、設計、施工管理、工事監督等の業務
	廿日市市	2名程度	市長事務局等における総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾などの計画・建設における土木関係の専門的技術の業務
	江田島市	1名程度	道路・河川・上下水道・港湾などにおける土木関係の専門業務
	府中町	1名程度	土木に関する設計、施工管理等
	大崎上島町	1名程度	町長部局において、主に土木の知識や技能を生かした業務

2 受験資格

(1) 各市町の受験資格は以下のとおりです。

採用市町	受験資格
呉市	次の①②の要件のいずれかに該当する者 ①昭和 60 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日に生まれた者（令和 7 年 4 月 1 日現在で 20 歳～39 歳の人） ②昭和 60 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日に生まれた者（令和 7 年 4 月 1 日現在で 20 歳～39 歳の人）で、次のアまたはイのいずれかの要件に該当する者 ア 行政機関、民間企業等における、土木工事の設計、施工監理又は構造物の維持管理に係る職務経験が 2 年以上ある者 イ 1 級又は 2 級土木施工管理技士又は技術士（建設部門に限る）の資格を有する者
竹原市	昭和 59 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者（令和 7 年 4 月 1 日現在で 18 歳～40 歳の人）で、以下のいずれかまたは両方を満たす人 ①大学、短期大学、専修学校または高等学校の土木関係の学部・学科を卒業した人（卒業見込みの人を含む） ②土木に関する職務経験（※）が令和 6 年 4 月 1 日時点で通算 3 年以上ある人 ※ 土木に関する職務経験について ・土木に関する職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、自営業者等として、おおむね週 38 時間 45 分で正職員又は正職員に準じる勤務形態（パートタイム勤務は対象外）として就業していた期間が該当します。 ・休職、休業などで休んでいた期間（育児休業等）は通算しません。 ・職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限りします。 ・職務経験年数の確認のため、最終試験合格後、職歴証明書等の提出が必要です。職歴証明書等を提出できない場合や、3 年以上の職務経験年数が確認できない場合は採用されません。
三原市	次の①②の要件のいずれかに該当する者 ①平成 9 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（令和 7 年 4 月 1 日現在で 22 歳～27 歳の人） ②昭和 60 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者（令和 7 年 4 月 1 日現在で 28 歳～39 歳の人）で、土木に関する職務経験（※）が令和 6 年 9 月 30 日時点で通算 5 年以上ある人 ※土木に関する職務経験について ・土木に関する職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、各種法人職員、自営業者等として、2 年以上継続して勤務（週あたりの勤務時間が平均 29 時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。 ・在学中の期間及び連続して 1 か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。 ・同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限りします。 ・最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して 5 年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。
福山市	次の①②の要件のいずれかに該当する者 ①平成 3 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（令和 7 年 4 月 1 日現在で 22 歳～33 歳の人） ②平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者（令和 7 年 4 月 1 日現在で 21 歳以下の人）で次に掲げる者 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和 7 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 イ 市長がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

庄原市	平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日現在で18歳～30歳の人）
東広島市	次の①②の要件のいずれにも該当する者 ①昭和54年4月2日以降に生まれた者（令和7年4月1日現在で45歳以下の人） ②土木に関する職務経験（※）が令和6年9月30日時点で通算5年以上ある者 ※ 土木に関する職務経験について ・土木に関する職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、自営業者等として、おおむね週40時間で正職員又は正職員に準じる勤務形態（パートタイム勤務は対象外）として2年以上継続して就業していた期間が該当します。 ・休職、休業などで休んでいた期間（育児休業等）は通算しません。 ・職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限りします。 ・職務経験年数の確認のため、最終試験合格後、職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等を提出できない場合や、5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。
廿日市市	次の①②の要件のいずれかに該当する者（ただし、平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）を除く） ①平成6年4月2日以降に生まれた者（令和7年4月1日現在で30歳以下） ②次のアからウの要件のいずれにも該当する者 ア 昭和49年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日現在で31歳～50歳の人。学歴は問いません。） イ 土木に関する職務経験（※）が通算3年以上のある者 ウ 現に廿日市市職員（任期の定めのない職員）でない者 ※職務経験について ・職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、自営業者等として、週35時間以上かつ2年以上継続して就業していた期間が該当します。 ・休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は通算します。 ・育児・介護休業法等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要です。
江田島市	次の①②の要件のいずれにも該当する者 ①昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日現在で30歳～44歳の人） ②土木に関する職務経験（※）が令和6年6月30日時点で通算3年以上ある人 ※ 土木に関する職務経験について ・土木に関する職務経験として通算する期間とは、会社員、公務員、自営業者等として、週29時間以上就業していた期間が該当します。
府中町	平成7年4月2日以降に生まれた者（令和7年4月1日現在で29歳以下）
大崎上島町	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（令和7年4月1日現在で18歳～35歳の人）で、高等学校の土木系学科卒業程度の能力を有する（令和7年3月末までに取得見込みを含む）と認められる者。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 受験希望の市町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 日本の国籍を有しない者

ただし、呉市、三原市、福山市、東広島市、廿日市市、江田島市及び府中町については、永住者又は特別永住者の方は、日本の国籍を有していなくても、受験可能です。

※ 採用決定後、「永住者」又は「特別永住者」であることが分かる書類を提出していただきます。

※ 外国籍の職員の配置や昇任は、「日本国籍を有しない者は公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができない。」という公務員の基本原則に基づき行います。

3 試験の日程等

試験日		令和6年12月22日(日)
試験会場		広島市内 ※ 会場・日時等の詳細は受験票送付時に別途連絡します。 ※ 10市町が同一会場において、試験を実施する予定です。
試験項目	試験種類	面接試験(希望される市町の面接を受けていただきます。)
	試験内容	職務遂行に必要な適性及び識見等についての面接試験
合格発表日		令和7年1月8日(水) ※受験者全員に試験の結果を郵便で通知するほか、各市町の職員採用ホームページ及び各市町の本庁舎の掲示場に合格者の受験番号のみを発表します。 ※ 呉市、竹原市及び福山市の合格発表は、ホームページのみの掲載となります。(掲示場における合格者の受験番号の発表は行いません。)

(注) 自然災害等の影響により、試験の日時や場所は変更になる場合があります。
最新情報は、広島県もしくは試験実施市町のホームページで確認してください。

4 各市町が行う個別試験の内容

上記3の本試験の合格者に対して、各市町が個別に試験を実施します。（日時及び試験内容等の詳細については本試験の合格者に別途通知されます。）

採用市町	試験日	会場	合格発表日	試験内容
呉市	令和7年1月19日 (予定)	呉市役所	令和7年2月上旬	受験資格①：筆記試験（総合適性検査（SCOA）、専門）、個別面接、 集団討論（※） 受験資格②：筆記試験（総合適性検査（SCOA））、個別面接 ※集団討論は、受験者が少人数の場合には、テーマに関する意見発表を行うプレゼンテーション試験に変更する場合があります。
竹原市	令和7年1月19日	竹原市役所	令和7年2月上旬	筆記試験（SCOA）、面接試験
三原市	令和7年1月19日	三原市役所	令和7年2月上旬	受験資格①：SPI（大卒程度）、 専門試験（土木）、適性検査 受験資格②：SPI（高卒程度）
福山市	令和7年1月19日	福山市役所	令和7年2月上旬	専門試験、適性検査、個人面接
庄原市	令和7年1月中旬	庄原市役所	令和7年2月上旬	教養試験、専門試験、個別面接
東広島市	令和7年1月中旬	東広島市役所	令和7年2月上旬	面接試験、申込書記載内容に基づく書類選考
廿日市市	令和7年1月19日	廿日市市役所	令和7年2月上旬	受験資格①：職場適応性検査（WEB）、専門試験（土木）、面接試験 受験資格②：職場適応性検査（WEB）、面接試験
江田島市	令和7年1月中旬	江田島市役所	令和7年2月上旬	適性検査、個別面接試験
府中町	令和7年1月中旬 ～下旬	府中町役場	令和7年2月上旬	SPI（高卒程度）、個別面接試験
大崎上島町	令和7年1月19日	大崎上島町役場	令和7年2月上旬	専門試験、適正検査、作文試験

5 受験申込手続等

申込 手続	申込先	広島県 地域政策局 市町行財政課 行政・権限移譲グループ 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 電話 082-513-2603
	申込方法	以下の①～④（職務経験がない場合、②は不要）の書類を上記申込先に郵送又は直接持参してください（郵送する場合は必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「土木職申込」と朱書きしてください。）。 ①広島県市町合同職員採用試験（土木職）申込書 様式1 ②職務経歴書 様式2（職務経験がない場合は不要） ③広島県市町合同職員採用試験（土木職）写真票・受験票 様式3 ・写真票の写真（申込前3か月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの。縦4cm×横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。 ・受験票は氏名等を記入した上で切り取ってください。 ④受験票送付用の封筒1通（長形3号<縦23.5cm×横12.0cm>に、受験者の宛名（郵便番号、住所及び氏名（氏名は「様」（敬称）を付けて記載してください。）を記載し、110円切手を貼付したもの） なお、①～③の様式は、県ホームページからダウンロードしてください。 (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/goudousaiyou.html) ※ 各市町ホームページにおいてもダウンロード可能です。
受付 期間	期間	令和6年10月31日（木）～11月29日（金）
	持参	受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受付はできません。
	郵送	令和6年11月29日（金）【必着】
受験票の交付		受付終了後、郵送しますが、令和6年12月9日（月）までに届かないときは、至急、広島県市町行財政課 行政・権限移譲グループまで問い合わせてください。

6 合格から採用まで

- （1）この試験の最終合格者は、原則令和7年4月1日に採用されます。
- （2）初任給は、採用される方の学歴、職務経験年数とその職務内容等に応じ、各市町の一般職の職員の給与に関する条例等の規定に基づき個別に決定します。その額はおおむね次の表のとおりです。ただし、給与等の勤務条件に関する条例・規則等の改正により、変更する場合があります。

大学 卒業後 の職務 経験	給料月額（円）									
	呉市	竹原市	三原市	福山市	庄原市	東広島市	廿日市市	江田島市	府中町	大崎 上島町
経験なし	約220,000	約202,400	約202,400	約202,400	約196,200	—	約202,400	約187,300	約202,400	約187,300
3年	約231,500	約219,600	約217,800	約217,800	約211,900	—	約221,100	約208,000	約217,800	約208,000
13年	約267,800	約298,000	約289,000	約267,600	—	約291,900	約285,900	約287,000	—	約234,500
23年	—	約362,400	約335,700	約304,400	—	約338,300	約363,300	—	—	—
33年	—	約392,800	—	約334,600	—	—	—	—	—	—

- ・ 給料月額は、学歴や職歴などにより異なります。
- ・ 上記のほか、諸手当として、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(3) その他の勤務条件は次のとおりです。

勤務時間	毎週月曜日～金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、時間外勤務をしていただく場合があります。)
休日	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
休暇	年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇等)
その他	一般職の地方公務員であり、地方公務員法が適用されます。

※ 勤務条件の詳細は「8 試験についての問合せ先」の各市町担当部署までお問合せください。

7 試験結果の開示について

- 不合格となった方で、希望される方は各市町に対して成績開示請求ができます。
- 開示内容は次のとおりです。

採用市町	開示内容
呉市	総合順位、総合得点
竹原市	総合順位、総合得点
三原市	総合順位、総合得点、合格最低点
福山市	総合順位、受験者数、合格者数、総合得点及び合格最低総合得点 ただし、受験者が1人の場合は、総合得点のみ
庄原市	不合格時点の総合順位
東広島市	総合順位、総合得点
廿日市市	不合格時点の総合順位
江田島市	総合順位、総合得点、各試験の得点
府中町	S P I 試験の順位、得点
大崎上島町	総合順位、総合得点

- 成績開示請求は、郵送のみとし、必ず受験者本人が請求してください。
- 開示請求は合格発表日から2週間以内の消印があるものを有効とします。
- 開示請求をする場合は、「成績開示請求」と朱書きした封筒の中に、次の①②を入れて、「8 試験についての問合せ先」の各市町担当部署まで送付してください。後日、郵送にて開示します。
 - ①試験区分、受験番号、氏名を記載した用紙(様式指定なし)
 - ②110円切手を貼り、受験者本人の宛先を明記した返信用封筒(長形3号〈縦23.5cm×横12.0cm〉)

8 試験についての問合せ先

(採用試験全般に関すること)

広島県 地域政策局 市町行財政課 行政・権限移譲グループ

住所 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 電話 082-513-2603

(受験資格や採用に関すること)

次の各市町担当部署（試験実施機関）にお問合せをお願いします。

採用市町	担当部署	住所	電話
呉市	総務部 人事課	〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号	0823-25-3292
竹原市	総務部 総務課	〒725-8666 竹原市中央5丁目1番35号 (令和7年1月以降) 竹原市中央5丁目6番28号	0846-22-7759
三原市	総務部 職員課	〒723-8601 三原市港町3丁目5番1号	0848-67-6025
福山市	総務部 人事課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1009
庄原市	総務部 総務課	〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1122
東広島市	総務部 職員課	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	082-420-0909
廿日市市	総務部 人事課	〒738-8501 廿日市市下平良1丁目11番1号	0829-30-9104
江田島市	総務部 総務課	〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1111
府中町	総務企画部 総務課	〒735-8686 安芸郡府中町大通3丁目5番1号	082-286-3138
大崎上島町	総務課	〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3111

9 その他

- この試験は各市町によって実施されるものであり、合格した市町の職員として採用されます。広島県が実施する職員採用試験ではありませんので注意してください。
- 障害等の事情により、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に、必ず広島県市町行財政課に連絡してください。
- 申込内容に関して不明な点があれば、各市町担当部署から電話又はメールにより問合せを行う場合があります。
- 申込書等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用します。
- 試験当日、自然災害等の影響により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、各市町ホームページでお知らせします。

【呉市ホームページ】 <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/71/sikenyotei.html>

【竹原市ホームページ】 <http://www.city.takehara.lg.jp>

【三原市ホームページ】 <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/3/>

【福山市ホームページ】 <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/saiyou/>

【庄原市ホームページ】 <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>

【東広島市ホームページ】 <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/4/2/index.html>

【廿日市市ホームページ】 <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/5/12186.html>

【江田島市ホームページ】 <https://www.city.etajima.hiroshima.jp/>

【府中町ホームページ】 <https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

【大崎上島町ホームページ】 <https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp>